

# 大規模災害時の医療救護計画について①

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に、地域住民の生命、健康を守り、preventable death「防ぎえる災害死」を一人でも減らすためには、

**災害時の医療体制の構築が不可欠。**

# 大規模災害時の医療救護計画について②

静岡県は東日本大震災における災害医療の状況を踏まえ、様々な規模の災害に対応するために、2019年にそれまでの「東海地震対する静岡県医療救護計画」の名称を「静岡県医療救護計画」に改称し、地域の実情に応じた救護所のあり方について決めました。

これを踏まえ沼津市と沼津医師会で協議を重ね、

**救護所の集約化を行いました。**

# 救護所の集約化について①

- 沼津市内 18 か所の救護所をハザードマップ、各種状況を鑑み **9 か所の参集救護所**と **9 か所の派遣救護所**に区分けしました。
- **震度 6 弱以上の地震が発生した場合**は参集救護所に自動参集し救護所を立ち上げ救護活動を行う予定です。
- 医師会事務所に本部を立ち上げ、会長、副会長が待機、各救護所の状況を把握して医師の調整等を担い必要な場合は派遣救護所にも医療スタッフを派遣することといたしました。

# 救護所の集約化について②

- 沼津夜間救急医療センターに関しては医療機関併設型の救護所にあたり、一定の診療機能を持ち、必要に応じて他の救護所からの負傷者の受け入れ処置も行う。
- 各救護所にはリーダー、サブリーダー、沼津夜間救急医療センターにおいてはその上に統括リーダーを配置。
- 救護所の医療救護活動は原則1チーム：医師1名、薬剤師1名、看護師1～2名、業務調整員1名が基本。

# 救護所の役割について

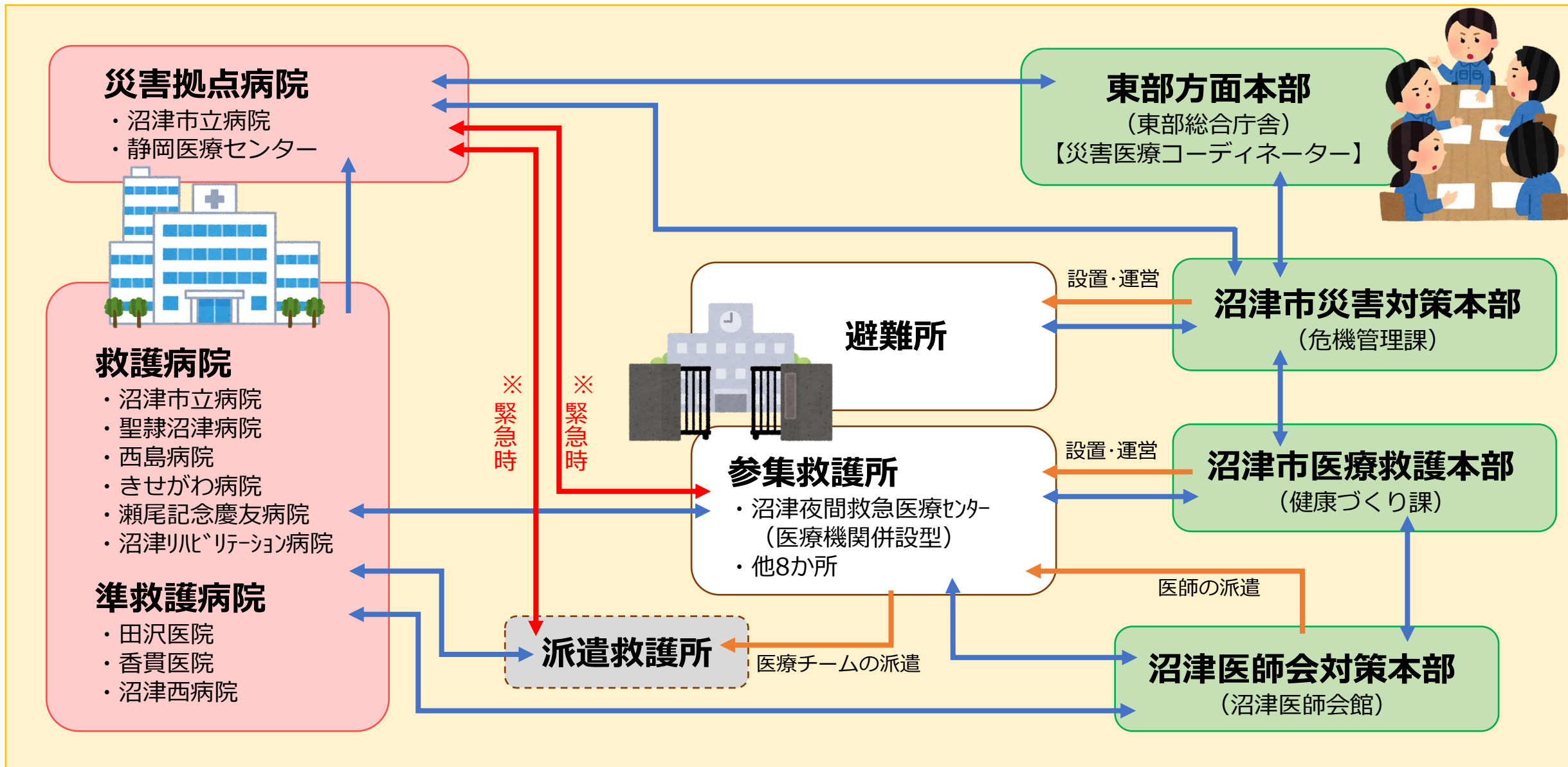
1. 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定（トリアージ）
2. 軽症者の受け入れ処置
3. 必要に応じた中等症患者、重症患者の応急処置
4. 中～重症者の救護病院、災害拠点病院への搬送手配
5. 死亡確認及び遺体搬送の手配

**沼津市内想定数：死者約13,000名、重傷者約800名**

# 救護所一覧

参集救護所	派遣救護所
沼津夜間救急医療センター (第五地区センターから移転)	千本小学校
第一地区センター	静浦地区センター
第三地区センター	大平地区センター
沼津市民文化センター	大岡地区センター
金岡地区センター	今沢地区センター
門池地区センター	原地区センター
片浜地区センター	内浦地区センター
愛鷹中学校	西浦地区センター
浮島小学校	くるら戸田

# 災害時の医療情報伝達体制 (イメージ)



# 現場での災害時の医療活動の重要な3つのT

- トリアージ (Triage)
- 治療処置 (Treatment)
- 搬送 (Transport)



**各救護所のスタッフに関しては、沼津医師会の各医療機関、そしてその看護師さん、沼津市歯科医師会、沼津薬剤師会の皆様にご協力いただきまして何とか配置することができました。**

**この場を借りて感謝申し上げます。**

**「備えよ常に」と申します、日常から準備しておくことが重要と思います。**